

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 9 日現在

機関番号：12613

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2013

課題番号：23530073

研究課題名(和文) 量刑事情に関する実体法的・手続法的規制のあり方に関する研究

研究課題名(英文) Substantive and Procedural Regulations for Sentencing Circumstances

研究代表者

本庄 武 (HONJO, Takeshi)

一橋大学・大学院法学研究科・准教授

研究者番号：60345444

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,200,000円、(間接経費) 960,000円

研究成果の概要(和文)： 量刑事情のあり方に関する裁判員裁判の判決書の分析、実務家へのインタビュー、比較法研究、論文資料等の理論的検討により多角的に分析した。

その結果、現在の実務では量刑においても裁判員を拘束する法解釈の局面があることが承認されつつあり、いわば量刑事情の「法化」ともいえるべき現象が進行していることが明らかになった。その方向性は量刑に正当性を付与するもので望ましいと思われる。しかしなお、個別の量刑事情について評価の方向性が固まっていないものがあり、そのことが裁判員裁判において被告人自身の個別事情の適切な評価を妨げている可能性がある。そこで少年事件などを取り上げて、検討の方向性を明示した。

研究成果の概要(英文)： This study considers sentencing circumstances from many directions. Our methods are analyses of court decisions in Saiban-in trials, interviews with judicial practitioners, comparative legal studies and reviewing law articles.

The main result is that there is a kind of legal interpretation in sentencing process and that should be binding also for lay judges. We can call this phenomenon 'legalization' of sentencing circumstances. This tendency is desirable because it endorses sentencing legitimacy. However, it still remains fluctuating in evaluating some sentencing circumstances. That may prevent proper considerations of defendants' personal conditions in sentencing. We analyze several sentencing circumstances in some specific cases including juvenile ones, and we propose certain solutions.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・刑事法学

キーワード：刑事法学 量刑 裁判員制度 量刑事情

1. 研究開始当初の背景

(1) 裁判員裁判の動向

裁判員裁判においては、量刑に一定の変化が生じてきている。

従来、専ら職業裁判官によって担われてきた量刑においては、過去の先例との類似性が重視されていたため量刑事情の評価のあり方は比較的斉一であると思われてきた。しかしながら、裁判員として刑事裁判に参加する市民にはこの前提が共有されていないためである。

実際に、裁判員制度開始前に実施された裁判官及び市民向けの大規模なアンケート調査及び模擬裁判においては、裁判官はある量刑事情が刑軽減事情なのか、刑加重事情なのかという評価方向、それがどの程度量刑を左右するのかという重要度について比較的統一の見解を有していたのに対し、市民はこの見解を共有しておらず、評価方向・重要度ともかなりばらつきが見られることが明らかになっている(司法研修所編『量刑に関する国民と裁判官の意識についての研究』(法曹会、2007年))。

そして、実際の裁判員裁判の判決書を見ても、例えば、これまで刑を軽くする事情と扱われてきた被告人の不幸な生育歴について、同種の生育環境にあっても犯罪を犯さない人が大部分であるとして被告人に有利に考慮すべきでないことを明示したものなどが現れている。

(2) 理論的解明の必要性

裁判員裁判における量刑の変化は、裁判員の主体的判断が尊重されるべきとされていることの反映であろうが、裁判体の感覚的判断によって従来と大きく異なる形で量刑事情の評価がなされることになれば、量刑判断の予測可能性を害し、その適切性に疑問が生じてしまう。また、どのような証拠でどの程度の証明を行えば、量刑判断で考慮してよいか明確でないため、評議が混乱するおそれがあり、当事者にも無用な負担を強いるものとなってしまう。

量刑事情をどのように評価するかは、裁判員と裁判官がその都度自由に判断してよいものではなく、量刑法体系と整合する形で位置づけられるべきものである。その評価のあり方は一種の法解釈として、裁判員をも拘束するものであるはずである。

にもかかわらず量刑事情に関する法的規律が曖昧であれば、量刑評議のみならず量刑審理にも混乱を招きかねない。そこで、合理的かつ適切な量刑審理・量刑判断を確保するための法的規律の本研究を着想したものである。

2. 研究の目的

(1) 検討対象

本研究は裁判員制度と量刑を巡る諸課題のうち、量刑事情に関する研究に特化し、量

刑審理及び量刑判断の適正さを確保することを目指す。その際には実体法上の量刑事情論の不明確さが量刑手続上も混乱を招く可能性があるため、実体法・手続法横断的に量刑事情の法的規律のあり方を検討する必要性が高い。

(2) 実体法的研究

具体的に、第1に、実際に問題になっている個別量刑事情について、体系的に犯情、一般予防、特別予防、その他の政策的考慮のいずれに位置づけられるかを明らかにする。直接の検討対象は、被告人の年齢、生育歴、行為後の態度といったいわゆる一般情状に分類される量刑事情である。

第2にそれを前提として、当該事情を量刑において考慮することがそもそも許されるか、許されるとした場合、どの程度量刑を左右するものと位置づけられるべきかを明らかにする。この問題は、当該事情が犯情に位置づけられるのか一般情状なのかという問題に係っている。

第3に、裁判員裁判では法の解釈は裁判官のみに委ねられ、適用は裁判員とともに評議することになっているところ、当該事情の位置づけについて解釈として裁判員を拘束する範囲はどこまでであり、どこからが適用の問題として評議における自由心証に委ねられるべき範囲なのかを明らかにする。とりわけ少年事件での量刑(少年刑)においてはこの点が明確でないため、特に取り上げて検討する。

(3) 手続法的研究

具体的な量刑事情の証拠としての提出のされ方を検討する。具体的には、少年事件での社会調査記録や情状鑑定のあり方及び被告人質問や捜査過程及び公判段階での捜査協力の結果として量刑資料が導出される場合の問題点を検討する。

3. 研究の方法

(1) 判決書の収集・分析

第1に、裁判員裁判の判決書を収集し、分析を行うことで、検討対象とすべき量刑事情を抽出した。

また裁判員裁判を経験したり、日本弁護士連合会裁判員本部で量刑問題に取り組んでいる弁護士及び裁判官から聞き取り調査を行い、実務における量刑事情の扱われ方を明確化させた。

(2) 実務家による研究成果の検討

第2に、第1の結果を既存の量刑事情に関する実務家の研究と突き合わせることにより、裁判員裁判の開始に伴って量刑事情の評価を巡りいかなる変化が生じているのかを明確にした。また実務家の研究成果を検討することにより、理論的分析に耐えうる部分と経験知の披露にとどまっている部分を明確

化し、理論的に検討すべき課題を明確にした。
この項目については、研究期間中に公表された、司法研修所（編）『裁判員裁判における量刑評議の在り方について』（法曹会、2012年）〔以下、司法研究報告書と略称〕を中心に検討した。

（3）研究者の研究の精査

第3に、既存の量刑事情に関する研究者の研究を精査し直すことにより、各論者が量刑事情の法的性質をいかなるものと理解しているのかを明確にした。従来の研究成果は、裁判員制度の導入を意識せずに行われていることが大部分であるため、現時点でそれぞれの論者の提案がなお有効性を有するのについて精査し直す必要がある。それにより、議論を裁判員制度下でも通用するものへと洗練させていくための作業を行った。

（4）比較法的研究

第4に、比較法的研究として、英米法の議論について文献を参照して研究を進めた。既存の比較法研究はドイツに着目するものが大部分であった。しかし、裁判員制度のもとで、法解釈と法適用の判断主体の分離というドイツにはない事態が発生したこと、手続的には当事者主義の下での量刑審理のあり方を参照する必要が高いこと、英米では量刑ガイドラインを導入しているところが多いが、ガイドラインシステムは多様な形ではあるが、量刑判断において判断者の分離を予定したものであることから、ガイドラインをどの程度まで精密にすべきかの議論が日本法にとっても参照に値すると考えられること、英米法の研究自体が手薄であることから、本研究では英米法、その中でも拘束力の強いアメリカ型とは異なり、柔軟性のある仕組みを段階的に導入しつつあるイギリス（イングランド・ウェールズ）法を参照し、そこでの量刑事情の取り扱いについて調査分析した。

4．研究成果

（1）判決書の分析

第1に、裁判員裁判の判決書を収集し、量刑の理由の項目につき、分析を行った。

その結果、当事者の主張に沿って理由を示すもの、先例における量刑分布に言及するものなど従来見られなかった一定の様式があることが明らかになった。ところが司法研究報告書が公刊され、判決書における量刑理由の簡素化が提言されると、実際の判決書にも簡素なものとなっていく傾向が見られた。判決書の簡素化については、争点を厳選した核心司法に対応するものとされているが、それにより量刑理由の可視性が後退するおそれがあることが懸念され、問題があることが明らかになった。

また、当事者の論告・弁論での主張の方法と判決書の有り様に関連性があるものと

ないものがあることが明らかになった。前者は当事者主義型とも言うべき判決書で、当事者追行主義を徹底した裁判員裁判に相応しい形式だと思われるが、この形式を採る場合に論告に付されている求刑が単なる参考意見を越えた強い影響を有する場合があることに注意する必要があると判明した。

さらに、裁判員制度開始当初は、上級審においても裁判員の量刑判断を尊重する傾向がかなり強かったが、2013年度に至り、求刑を大幅に上回る判決や従来死刑にならなかった類型での死刑判決を、控訴審が破棄した例が見られるようになり、裁判員裁判その傾向に一定の歯止めがかかったように見える。その際に、一般情状を過度に重視して重い刑を言い渡すことが戒められるなど、量刑事情の評価においても裁判員を拘束する一種の法解釈が存在することが徐々に明確になってきているように思われる。

なお研究分担者三島は、工学系研究者と連携し、判決書からの量刑事情キーワードの自動抽出に関する研究を行い、評価判断に関わる機能的役割を果たす記述を鍵となる概念として抽出できることを明らかにした。

（2）量刑実務の理論的検討

第2に、量刑に関する実務の理論的研究を実施した。中心的な分析の対象は司法研究報告書である。

その結果、典型的量刑事情に着目し、社会的類型に即して判断を行うというやり方は、類似事例との検討という、裁判員裁判の制度設計において当初拒絶された量刑判断手法を裏から再導入するものであり、量刑判断の公平性の観点からは望ましいと考えられた。

その一方で報告書は、公正性を重視するあまり犯情を過度に重視した量刑を志向するが、それが情状資料の過度の絞り込みを誘発し、結果として適切な判断を妨げる側面がある。

個別量刑事情のうち、被害者感情については構成要件外事実として考慮するという報告書の姿勢には余罪処罰のおそれがあり、処罰感情の考慮は政策的にも必要がないこと、前科のある者は、ない者よりも反対動機が強く働くとか法益無視の態度が著しいといった刑加重の説明は、なお説得性を欠くこと、被告人の若年性や生育歴は一般情状としてだけでなく犯行に影響する場合があるため二重の地位を占めるとの分析は妥当であることなどが明らかになった。

なお本節の内容については、今後研究論文にまとめる予定である。

（3）量刑審理及び評議の検討

第3に、裁判員裁判での量刑審理及び評議の進め方につき、制度に即した研究を行った。まず個別事件での評議内容に関わらない範囲で、裁判官に対しインタビューを行った。その結果、量刑事情の抽出に付箋紙を用いる

などして裁判員が重視する量刑事情を可視化する工夫が行われるなどしていることが明らかになった。しかし量刑事情の評価を刑の量定につなげていく過程が明確でないため、なお量刑事情の評価を踏まえない直感的な量刑に関する意見が裁判員から提示されるおそれがある。

また、量刑問題に詳しい弁護士から裁判員裁判での量刑に関して問題となっている点についてインタビューを行い、裁判員裁判においては、当事者による論告・弁論の巧拙が判決結果に影響する度合いが従来より高くなっており、いわば量刑における当事者主義化が進行していることが明らかになった。

さらに言語学の研究者と連携し、裁判員裁判における評議の分析方法について研究を進め、エスノメソドロジーを用いた分析が有用性を有することが明らかになった。

本節の内容についても、今後研究論文に成果を取りまとめる予定である。

(4) 比較法研究

第4に、近年、量刑に関して注目すべき制度改正を行ったイギリス(イングランド・ウェールズ)の状況について、調査を実施した。

イギリスでは 裁判官を中心とする法曹関係者、警察や保護観察の代表者、外部の有識者により構成された量刑委員会が、一般への意見聴取プロセスを経て、拘束力のない量刑ガイドラインを作成している。ガイドラインは罪名ごとに定められ、その内部でさらに犯罪類型を細分化したうえで、刑の上限と下限を示す。

この仕組みは、裁判員制度のもとで日本で採用された、犯罪の社会的類型に応じた量刑分布グラフの作成に通じるものがある。両者ともに安易なポピュリズムに陥ることを防ぐための機構を組み込んでいる。しかし日本のやり方は裁判所内部での類型化作業が行われているにとどまり、そこに外部者の意見を反映させる機構を欠いている。また基礎データの取捨選択を行わないため、上級審で破棄されたような特異な判決もそのままデータベースに組み込まれ、それが将来的に参照される可能性も残るものとなっている。量刑におけるアカウンタビリティのあり方はイギリス方式の方が優れており、将来的に採用を検討する価値があることが明らかになった。

(5) 量刑事情の理論的検討

第5に、量刑問題に関連する理論研究を実施した。

研究代表者本庄は、死刑判決が下された事件について事例研究を行ったほか、裁判員裁判の上訴審での量刑審査のあり方について研究を行い論文を執筆した。後者においては、上訴審が原審の量刑に介入できる根拠論を通じて、量刑の法化が進行している可能性を指摘するとともに、死刑判決の審査におい

てはそれを厳格に実施すべきことを主張した。(1) で指摘した実務の傾向は、本研究で提言していた方向性と合致するものである。

また本庄は、対立が最も先鋭化する少年事件での量刑を素材として量刑事情の検討を行った。その結果、裁判員裁判実施当初は社会記録の限定的採用、鑑定実施への消極性という問題がみられたが、公判期日短縮の要請が緩和されるに伴い、これらの問題は一定程度解消し、少年自身に関する資料も裁判に取り入れられるようになったものの、その評価のあり方にはなお明確でない部分が残ることが明らかになった。しかし少年事件では、事件自体を理解する際に生育歴や家庭環境の情報が不可欠である。これは、通常一般情状と位置づけられる事情が犯情に影響することが、一般事件よりも遥かに多いためであり、従って、これらの事情は通常よりも量刑において重視されなければならないことになる。結果として、少年事件独自の量刑基準が形成されなければならないことが明らかになった。

さらに本庄は、被告人自身に関わる背景的事情を法廷に顕出するための有用な手法である判決前調査制度が日本に存在しないのは、かなり徹底した応報刑思想が採用されているからであるが、その背景には治安情勢が安定化しているため、量刑において被告人の更生にとって有用な措置を選択することの必要性があまり感じられてこなかったことにある、との分析を行った。しかし、高齢者や知的障害者を早期に刑事手続から離脱させ福祉につなぐ試みの促進や刑の一部の執行猶予の導入など近時の動向が、この傾向に一定の変化をもたらす可能性があることが明らかになった。安易な社会防衛思想に陥ることを防ぎつつ、実効的に被告人の個別事情を適切に評価した量刑を実現していく必要がある。

研究分担者三島は、量刑資料ともなり得る被告人自身の法廷での陳述を証拠として扱える範囲について研究を行い、被告人質問に応答する局面と冒頭手続で陳述したり自ら証人を尋問する局面を区別し、被告人の当事者としての主体性尊重の見地から、前者についてのみ証拠としての意義を認めるべきことを明らかにした。この検討によれば、被告人に安易に証人適格を認め、偽証罪処罰を背景とした供述義務を課すべきではないことになる。

また三島は法制審議会「新時代の刑事司法制度特別部会」で導入が取り沙汰されている捜査・公判協力に関する協議・合意制度及び刑の減免制度について、量刑事情論の観点から検討を行った。その結果、(a)取調べの構造的改革、検察官による証拠開示が前提となっていない、(b)他人の引き込みを十分に防止できる制度となっていない、(c)検察官の科刑意見には拘束力がないためそれを取

引材料にするのは不適切である、(d)刑の任意的減軽にとどまるのであれば、捜査・公判に役立つ供述を促進する効果も大きくないにもかかわらず不適切に利益誘導的に用いられかねない、(e)刑罰の本質に関わらない事情で量刑を大きく左右しかねない、といった多くの問題があり、導入には慎重であるべきことが明らかになった。このように、特別部会が導入を検討している制度には、量刑事情論の観点から検討を要すべき課題が含まれている。今後、手続面及び実体面の両面においてさらに検討を進め、研究論文にまとめる予定である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 16件)

本庄 武、情状鑑定の活用 発達障害を抱えるケースをてがかりに、武内謙治編・少年事件の裁判員裁判・現代人文社刊(図書所収論文)、査読無し、2014、325-356

本庄 武、アスペルガー障害と量刑、速報判例解説・新判例解説 Watch、査読あり、14号、2014、143-146

本庄 武、日本の量刑の特色と判決前調査制度を導入することの意義、龍谷大学矯正・保護総合センター研究年報、査読あり、3号、2013、31-39

本庄 武、強盗殺人一件、強盗致死・強盗致傷一件等の事案につき、無期懲役の量刑が維持された事例、判例時報、査読無し、2187号、2013、173-177

本庄 武、少年有期刑の引上げ 厳罰化か適正化か、法律時報、査読無し、85巻1号、2013、64-69

三島 聡・森本郁代・西條美紀、模擬評議実験を用いた裁判員裁判の可能性、法と心理、査読あり、12巻1号、2012、84-88

本庄 武、裁判員制度下における精神鑑定の課題、法律時報、査読無し、84巻9号、2012、23-28

三島 聡、評議の適正の確保と評議の秘密、法律時報、査読無し、84巻9号、2012、42-47

本庄 武・山下幸夫、責任能力、季刊刑事弁護、査読無し、71号、2012、176-181

本庄 武、少年事件で死刑にどう向かわべきか、季刊刑事弁護、査読無し、70号、2012、101-111

本庄 武、光市事件第二次上告審判決 死刑の理由は説明されたのか、世界、査読無し、830号、2012、160-165

三島 聡、公判手続における被告人の地位、浅田和茂ほか編・人権の刑事法学・日本評論社刊(図書所収論文)、査読無し、2011、529-557

本庄 武、死刑事件の上訴審における審

査のあり方、浅田和茂ほか編・人権の刑事法学・日本評論社刊(図書所収論文)、査読無し、2011、720-746

野田 奏・竹内和広・三島 聡、刑事裁判例からの量刑関係情報抽出の試み、人文科学とコンピュータ、査読無し、2011-CH-91、2011、1-6

本庄 武、量刑審査、季刊刑事弁護、査読無し、68号、2011、68-72

本庄 武、少年事件での死刑判決 石巻事件での裁判員裁判、法学セミナー、査読無し、678号、2011、38-41

[学会発表](計 4件)

北村隆憲・櫻村志郎・小宮友根・森本郁代・本庄 武、裁判員はどのように考え議論するか、日本法社会学会、2014年5月11日、大阪大学(大阪府)

三島 聡・森本郁代・西條美紀・野原佳代子、模擬評議実験を用いた裁判員裁判の可能性、法と心理学会、2011年10月2日、名古屋大学(愛知県)

三島 聡・野田 奏・竹内和広、テキストマイニング手法を利用した刑事裁判書からの量刑情報の多角的分析、法と心理学会、2011年10月1日、名古屋大学(愛知県)

本庄 武、日本の量刑の特色と判決前調査制度を導入することの意義、国際犯罪学会、2011年8月8日、神戸国際会議場(兵庫県)

[図書](計 1件)

本庄 武、少年に対する刑事処分、現代人文社、2014、368

6. 研究組織

(1)研究代表者

本庄 武 (HONJO, Takeshi)
一橋大学・大学院法学研究科・准教授
研究者番号：60345444

(2)研究分担者

三島 聡 (MISHIMA, Satoshi)
大阪市立大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：60281268